

**一般財団法人北部医療財団設立支援業務委託
企画提案公募要項**

沖縄県では、以下の事業の企画提案を公募しますので、受託を希望される事業者は、本要項に従って企画提案書を提出してください。

なお、本公募は、令和6年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業となることから、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

1 委託事業名

一般財団法人北部医療財団設立支援業務

2 企画提案公募の趣旨

この企画提案公募では、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たに整備する公立沖縄北部医療センターの運営主体となる一般財団法人北部医療財団の設立（令和7年度予定）に向けて、法人の労働条件や関連する規程類の整備、その他各種制度設計等に係る専門的な支援を行う業務についてプロポーザル方式により委託先業者を公募するものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

4 提案上限額

提案上限額は、**1,980千円以内**（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該金額は、企画提案のために設定する金額であり実際の契約金額とは異なる。

5 委託業務内容

別紙「一般財団法人北部医療財団設立支援業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

6 参加資格

次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員の1社以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 病院を経営する法人の設立支援の経験を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員の1社以上がこの要件を満たすこと。
- (3) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を置くものとする。
 - ア 管理法人は、本業務の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とする。
 - イ 管理法人は、以下の要件を満たすことを必須とする。
 - (ア) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

- (イ) 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- (ウ) 委託契約後においても、コンソーシアムを代表して事業評価等に責任を持って対応することができること。
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 6 条に基づき、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

（注）：地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (7) 補助金適正化法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、この様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (8) 以下の要件のいずれかを満たし、一切の事務手続きを行う事務局を用意できること。
 - ア 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人
 - イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき設立された法人。
 - ウ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

7 スケジュール

- | | |
|--------------|---|
| (1) 企画提案公募開始 | 令和 6 年 3 月 11 日（月） |
| (2) 質問締切 | 令和 6 年 3 月 15 日（金）17 時 00 分 |
| (3) 質問への回答 | 令和 6 年 3 月 19 日（火） |
| (4) 応募書類提出締切 | <u>令和 6 年 3 月 22 日（金）17 時 00 分（提出期限厳守）</u> |
| (5) 審査委員会 | 令和 6 年 3 月下旬 ※後日案内します。 |
| (6) 委託先決定 | 令和 6 年 4 月中旬 |
| (7) 委託契約 | 令和 6 年 4 月下旬 |

8 応募書類

- (1) 提出書類

企画提案応募に際しては、次に掲げる書類を作成し、**正本 1 部、副本 9 部（合計 10 部）**を提出しなければならない。

※副本は、正本のコピーも可とする。

<応募書類一覧表>

	書類名	様式等
企画提案書類	<input type="checkbox"/> 応募申請書	別紙様式1
	<input type="checkbox"/> 企画書	任意（ページ数自由）
	<input type="checkbox"/> フロー図	任意
	<input type="checkbox"/> 業務実施計画（スケジュール）	任意
	<input type="checkbox"/> 業務遂行体制図	任意
	<input type="checkbox"/> その他ポンチ絵	任意
	<input type="checkbox"/> 積算見積書	別紙様式3 別紙記載例参照
添付書類	<input type="checkbox"/> 会社等概要	任意
	<input type="checkbox"/> 会社等の業務実績	任意
	<input type="checkbox"/> 納税証明書	公的機関の発行する証明書
	<input type="checkbox"/> 誓約書	別紙様式2
	<input type="checkbox"/> コンソーシアム協定書	任意

(2) 企画提案書類の仕様

ア 企画提案書類の様式はA4縦使い（色摺り可）を基本とし、必要に応じてA4横使いも可とする。なお、記載に当たっては、理解を容易にするために、ポンチ絵、イラスト・イメージ図等を使用してもよい。

イ 表紙・目次を除いて通し番号を付すこと。

ウ 市販のA4版2穴ファイルに編綴すること。

エ 企画書等の内容

別紙、仕様書の内容を踏まえて以下の事項について記載すること。

(ア) 基本的な考え方（支援のポイント）

本事業を実施するにあたっての基本的な考え方（支援のポイント）について記述すること。

(イ) 提案する業務内容及びその実施方法（提案は1案に限る）

(ウ) 業務全体のフローチャート

(エ) 業務実施計画（スケジュール）

(オ) 業務遂行体制

業務の総括責任者及び主担当者（県との連絡調整担当者）並びに企画提案仕様書「第4業務内容」に示す各項目の担当者を示すこと。

(カ) 積算見積

各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記して提出する。「4 提案上限額」に示した限度額を超える見積もりは無効とする。

(3) 添付書類（企画提案書類と同時に提出）

ア 形式は、市販のA4版2穴ファイルに編綴すること。

イ 様式は自由。ただし、書類の表紙は編綴した資料の一覧表とすること。

ウ 内容は以下のとおりとすること。なお、コンソーシアムの場合、(ア)から(エ)については構成員毎に作成すること。

(ア) 会社等概要

会社等名称、設立年月日、資本金、年商（過去5年間）、業務内容、組織図等が分かるものとする。

(イ) 会社等の業務実績

業務実績に係る事業主体（発注元）名、事業名と業務概要（実施時期、当該事業の内容等成果）について記述すること。

(ウ) 納税証明書

所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないことを証する書類を提出すること。

(エ) 誓約書

別紙様式2に記名押印の上、提出すること。

(オ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）

目的、名称、構成員の住所及び名称、コンソーシアムの代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が分かるものとする。

9 応募書類の提出

(1) 提出期限 令和6年3月22日（金）17時00分（提出期限厳守）

(2) 提出場所 沖縄県保健医療部医療政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）

電話番号：098-866-2111 FAX番号：098-866-2714

(3) 提出方法 持参もしくは郵送により提出すること。

※郵送の場合は、書留郵便とすること。㊞切期日必着とする。

10 企画提案公募に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 公募掲載日から令和6年3月15日（金）17時まで

(2) 受付方法 質問書【様式4】により、担当者名・電話番号記載のうえ、県保健医療部医療政策課代表メール（aa090603@pref.okinawa.lg.jp）あて提出すること。

(3) 回答 令和6年3月19日（火）までに回答を予定。質問及び回答はWeb上で公表するほか、質問者あてに電子メールで回答する。ただし、簡易な質問等については、電話等により回答することがある。

11 委託先候補者の選定と契約

(1) 応募書類（企画提案）の審査

審査は、事務局による予備審査と審査委員会による本審査を行う。予備審査は、書類審査として各企画提案者の企画提案書等について、不備等の欠格要件がないか審査を行う。本審査は、

予備審査を通過した企画提案者によるプレゼンテーションを実施するものとし、本県に設置する「一般財団法人北部医療財団設立支援業務委託業者選定に係る審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査し、総合評価により提案者の順位付けを行い、最も優れた企画提案者を第一入選者として選定する。

(3) 審査委員会（プレゼンテーション審査）

令和6年3月下旬を予定。 ※後日案内します。

プレゼンテーション審査を行う場合には、令和6年3月25日（月）までに県保健医療部医療政策課から応募者に時間帯や場所を通知する。

(3) 企画書等の評価基準

ア 企画書の内容の評価

(ア) 業務目的の理解度：本業務の目的を理解し的確に把握しているか。

(イ) 提案内容の構成：提案内容の構成が体系的にしっかりしているか。

(ウ) 提案内容の優良性：提案内容は明瞭性、具体性、有効性を伴っているか。

(エ) 実施計画の妥当性：全体フローチャート、全体実施計画、実施手順・手法、積算見積は妥当であるか。

イ 業務遂行体制・業務実績の評価

(ア) 業務遂行体制は適切なものになっているか。

(イ) 事業実績は充分か。

(4) 結果の通知

審査結果については、令和6年4月上旬に、県保健医療部医療政策課から応募者に書面及び電子メールにて通知する。

(5) 委託契約

本業務に係る委託契約は、原則として第一位入選者と委託契約するが、採択条件として提案書における事業計画や事業実施体制、積算等の見直しを求め協議を行うことがある。委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議のうえ契約できるものとする。なお、提出のあったいずれの企画提案内容も妥当ではないと判断した場合は、再公募することがある。

12 その他（留意事項等）

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、審査委員会に参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(4) 企画内容については、受託業者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託業者の企画書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(6) 本委託業務は再委託が制限されている。別紙仕様書を確認すること。

- (7) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。
- (8) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、応募書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要項に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (9) 業務を行う上で知り得た一切の情報等（個人情報や企業情報含む）について、関係法令に則り適正に取り扱い、秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負うこと。
- (10) 書類作成に当たり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。外貨を日本円に換算する場合は、原則として、日本銀行の公表する報告省令レートを用いるものとする。
- (11) 事業完了後に国の会計検査等への対応が生じた場合には、県と連携して対応できる体制を整えること。
- (12) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県と受託者とで別途協議して決めることとする。

13 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁4階
沖縄県保健医療部医療政策課 担当：比嘉、小波津
電話：098-866-2111 F A X：098-866-2714
E-mail：aa090603@pref.okinawa.lg.jp